

【フィリピン残留日系人のための査証】

2025年4月

A. 該当するケース

第二次世界大戦前又は戦中にフィリピンに渡航した日本人の子で、終戦時にフィリピンに滞在していた方（日系2世）及びその子孫並びにそれらの方々の配偶者

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館HPでダウンロード可

（1）在留資格認定証明書を取得済みの場合

- ① パスポート（要署名）
- ② パスポート写し（身分事項ページのみ）
- ③ 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）
- ④ 1世又は2世の戸籍謄本（発行から6か月以内のもの）
- ⑤ 出生証明書（PSAで1年内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
 - ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式137）
 - ・PSAに出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書とPSA発行の出生記録不存在証明書
- ⑥ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSAで1年内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
 - ・PSAに婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書とPSA発行の無婚姻証明書
- ⑦ 委任状（PSAへの照会用）
- ⑧ ファミリー・ツリー（家系図）※
- ・存命中であるか否かを問わず、1世から現在に至るまでの子孫全員を記載
- ⑨ 新旧の家族写真
- ・切り貼り不可。親、兄弟姉妹及び子等の親族と一緒に写っているもの。
- ⑩ 挙式時の写真（既婚者のみ）
- ⑪ 在留資格認定証明書（写しのみで可）

※ 電子在留資格認定証明書（出入国在留管理局からメールで送信される在留資格認定証明書）の場合、送信されたメールを印刷して提出

（2）在留資格認定証明書を未取得の場合（→上記（1）に加え、以下の書類が必要）

- ① 洗礼証明書
- ② 小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式137）
- ③ フィリピン国家警察（PNP）発行の無犯罪証明書（PNP DI Clearance）
- ④ フィリピン国家捜査局（NBI）発行の無犯罪証明書（NBI Clearance）

〔申請人自身が日本で就労して生計を立てる場合〕

- ⑤ 日本企業との雇用契約書、雇用予定証明書等

〔日本に在留する親族の扶養を受ける場合〕

- ⑥ 身元保証書※

⑦ 身元保証人の住民票

☞ 世帯全員分、かつ、記載事項の省略のないもの（ただし、個人番号と住民票コードの記載のないもの）

【併せて提出する書類】

- ・身元保証人又はその配偶者が日本人→戸籍謄本
- ・身元保証人が外国籍→在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）

⑧ 扶養者の在職証明書

⑨ 扶養者の所得（課税）証明書及び納税証明書

- ・納税証明書に総所得金額が記載されている場合、所得証明書は不要

（3）在留資格認定証明書を未取得で、かつ、同じ2世の家系に査証発給を受けた者がいない場合（→上記（1）及び（2）に加え、以下の書類が必要）

① 1世及び2世に関する経歴陳述書及びその日本語訳文

② 出生証明書（1世の配偶者、2世及び2世の配偶者のもの）

- ・上記（1）⑤参照

③ 婚姻証明書（1世及び2世のもの）

- ・上記（1）⑥参照

④ 死亡証明書（1世又は2世が逝去している場合）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の死亡証明書

- ・PSAに死亡記録がない→市町村役場発行の死亡証明書とPSA発行の死亡記録不存在証明書

⑤ 1世、2世及びその子孫らの家族写真

- ・切り貼り不可。親、兄弟姉妹及び子等の親族と一緒に写っているもの。

[以下⑥～⑧は可能な限り提出。2世が既に戸籍に登載されている場合は不要]

⑥ 1世のフィリピン移住が確認できる書類

- ・1世の挙式時の写真、旅券等（1世の戸籍謄本上に移住を示す記載があれば不要）

⑦ 2世の子孫と在日親族との関係を示す書類

- ・在日親族（1世の親族又は戦後帰国した1世又は2世の子孫）からの手紙等

- ・在日親族がフィリピンを訪問した際の写真等

⑧ その他、1世とその子孫の関係を示す書類

C. 申請方法

（1）代理申請

在留資格認定証明書を提示せずに査証申請を行う場合は、必ずJVACを通じて申請してください。

（2）個人による直接申請

在留資格認定証明書を所持している場合に限り、申請人本人が直接当館にて査証申請を行うことができます。また、同証明書を所持している場合でも、JVACを通じて申請することができます。

D. その他の留意事項

（1）審査に時間を要する場合があるため、十分な時間的余裕をもって申請してください。

（2）申請時に在留資格認定証明書を所持していない場合（上記B（2）又は（3）の場合）、申請書類一式を大きな封筒に入れ、封をせずに提出してください。

（3）原則として、提出された書類は返却できません。ただし、再発行が不可能又は困

難な書類（1世の旅券、手紙等）について返却を希望する場合、原本と共に鮮明なコピーを添付し、当該書類を返却希望である旨の文書を併せて提出してください。

- (4) 上記 B の書類のうち、何らかの理由により提出できない書類がある場合は、その理由を記載した書面（様式自由）を提出してください。
- (5) 審査の必要上、当館から上記 B 以外の書類の追加提出を求めることがあります。追加提出の案内から 3 か月以内に提出がなされないときは、審査を終止し、旅券を返却します。
- (6) 申請者に対し、当館職員が面接を行う場合があります。その場合、当館から JVAC 又は申請人本人に連絡し、日時を決定します。また、申請人以外の方についても面接を行う場合がありますので、その際は当館職員の案内に従ってください。